

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
環境省 告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一條第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
 ○再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第八号）（抄）

改正後		改正前	
特定分別基準適合物 容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 施行規則（平成七年 大蔵省、厚生省、農 林水産省、通商産業 省令第一号。以下「規 則」という。）第四条 第一号に規定する分 別基準適合物	再商品化義務総量 （単位 万キログラム） 一六、六二五	特定分別基準適合物 容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 施行規則（平成七年 大蔵省、厚生省、農 林水産省、通商産業 省令第一号。以下「規 則」という。）第四条 第一号に規定する分 別基準適合物	再商品化義務総量 （単位 万キログラム） 一六、三二〇
規則第四条第二号に 規定する分別基準適 合物	一三、五〇二	規則第四条第二号に 規定する分別基準適 合物	一五、四八〇
規則第四条第三号に 規定する分別基準適 合物	一三、五五九	規則第四条第三号に 規定する分別基準適 合物	一四、七二〇
規則第四条第四号に 規定する分別基準適 合物	三、〇六九	規則第四条第四号に 規定する分別基準適 合物	三、五六四
規則第四条第五号に 規定する分別基準適 合物	二九、二〇〇	規則第四条第五号に 規定する分別基準適 合物	三〇、六〇〇
規則第四条第六号に 規定する分別基準適 合物	七三、七五五	規則第四条第六号に 規定する分別基準適 合物	七六、二三〇